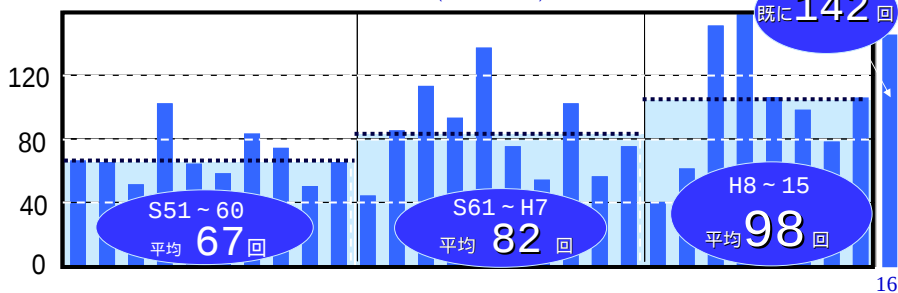


「水防法」改正の概要 について

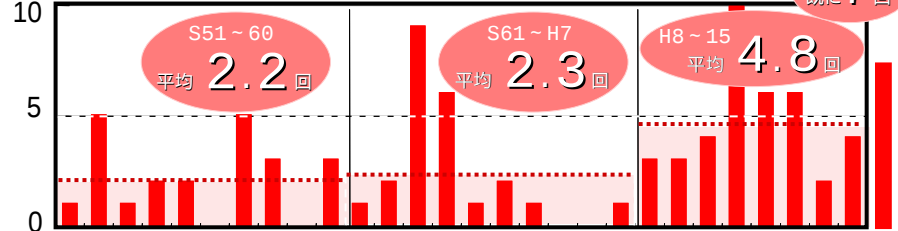
国土交通省九州地方整備局
延岡河川国道事務所

頻発する集中豪雨

1. 時間雨量 **60** mm以上の降雨の発生回数 (10/12現在)



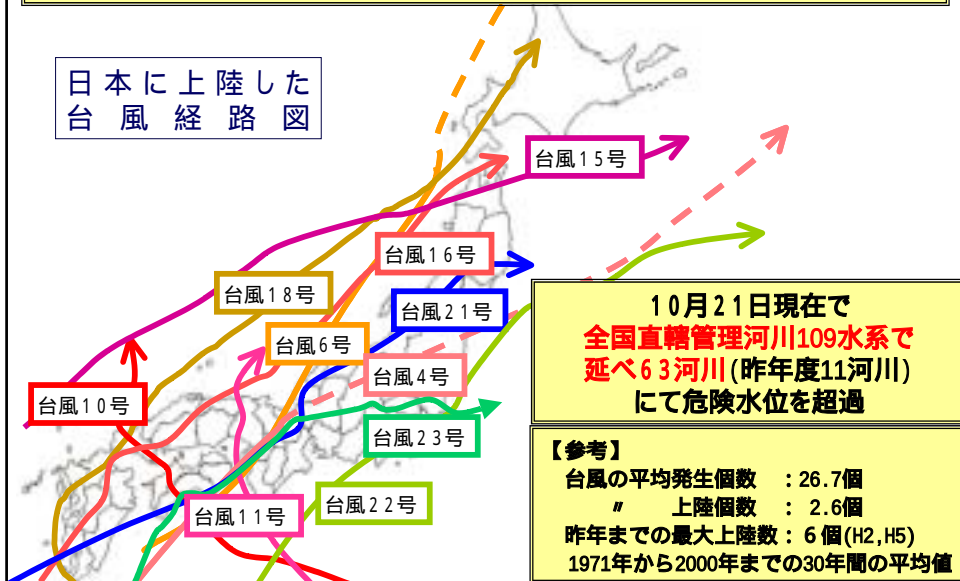
2. 時間雨量 **100** mm以上の降雨の発生回数 (10/12現在)



H16は日本への台風襲来が非常に多い

10月時点で、**例年の約4倍の台風**が
日本に**上陸(10個:過去最大数)**し、各地で**浸水被害**が発生

日本に上陸した
台風経路図



平成16年7月新潟・福島豪雨(1)

7月13日の集中豪雨により、新潟県管理の五十嵐川、刈谷田川において計6箇所の破堤が起こり、中越地方を中心に大きな被害が発生した。
床上浸水:1,791戸 床下浸水:8,064戸

【刈谷田川】



平成16年7月新潟・福島豪雨(2)

【五十嵐川】



五十嵐川左岸浸水状況(三条市)



五十嵐川破堤状況



五十嵐川 昭栄橋付近



水防活動状況

平成16年7月福井豪雨

7月18日の集中豪雨により、福井県管理の足羽川等で破堤2箇所、護岸破損や溢水等多数発生し、福井市内を中心に大きな被害が発生した。

床上浸水:4,052戸 床下浸水:9,675戸



足羽川 浸水状況(福井市)



足羽川左岸破堤状況(福井市)



足羽川 破堤状況



足羽川左岸破堤地点上流(福井市)

平成16年9月台風10号災害

9月28日・29日の2日間に渡り、三重県、愛媛県等各地で記録的な豪雨となり、大きな被害が発生した。



三重県伊勢市浸水被害(横輪川)



三重県紀伊長島町(赤羽川)R橋脚流出



三重県海山町(船津川)



三重県海山町(銚子川・船津川)

H16 災害をふまえた取り組み

平成16年12月2日 「総合的な豪雨災害対策についての緊急提言」

(豪雨災害対策総合政策委員会)

平成16年12月10日 「豪雨災害対策緊急アクションプラン」

(本省河川局)

平成16年12月21日 「重点的取り組み事項」について

整備局長から大臣へ報告

平成17年1月27日 各事務所に「災害情報普及支援室」を設置

平成17年2月 1日 「水防法」の一部改正の閣議決定

平成17年4月22日 「五ヶ瀬川水系災害情報協議会」を開催

緊急アクションプランと地方整備局等の取り組み

豪雨災害対策緊急アクションプラン

送り手情報から受け手情報への転換を通じた災害情報の提供の充実

中小河川等における洪水予測等の高精度化

- ・5年間で一般水系の主要な中小河川約900河川で短時間での洪水予測情報を提供するシステム整備

受け手の判断・行動に役立つ河川等情報の提供

- ・氾濫域での浸水状況の提供（3年間で全ての一般水系の一部区間で試行）

受け手に情報が確実に伝わるための体制整備

- ・ダム放流警報スピーカー等を、市町村等に開放（本年度にガイドライン作成 H17年度から開放、整備同等で試行）

平常時からの防災情報の共有の徹底

浸水想定区域等の区域指定の拡大

- ・主要な中小河川での浸水想定区域の指定・公表の義務化について水防法の改正を検討（5年間で約1900河川について指定・公表）
- ・都道府県の調査経費に対する助成としてH17年度予算で制度要求中
- ・土砂災害警戒区域の指定を緊急に全国展開（5年間で約6000箇所を指定）

ハザードマップの全国的緊急配備

- ・主要な中小河川にかかる洪水ハザードマップの作成・公表の義務化について水防法改正を検討（5年間で、約2300市町村）
- ・市町村の調査経費に対する助成としてH17年度予算で制度要求中
- ・土砂災害ハザードマップの作成・公表（5年間で約6000箇所での作成・公表）

水害等に適合した避難場所の総点検への支援

- ・水害等に適合した避難場所の総点検と全面的見直し（H17年度から、市町村が行う見直しを支援）

迅速かつ効率的な防災施設の機能の維持向上

防災施設の整備状況の調査・評価・公表

- ・H17年度から実施

堤防の質的強化

- ・5年間で直轄河川は全ての堤防の詳細点検を完了
- ・中小河川の主要な区間については堤防現況図（カルテ）を作成

防災機能を一層向上させるための既存施設の有効活用

- ・H17年度から、直轄・水機構のすべてのダムについて速やかに事前放流等について検討し、その結果に基づき、操作規則の変更も含めて随時実施

地域の防災対応力の再構築

災害時要援護者への対応

- ・関係省庁と連携し、H16年度中にガイドライン作成

水防活動等の体制強化

- ・水防法の改正を検討

地下空間における避難誘導体制の構築

河川管理者の防災体制の総点検と改善

- ・国：H16年中に結果取りまとめ
- ・地方：H17出水期までに結果取りまとめ

地方整備局等の取り組み 5課題16項目

- 都道府県への技術的支援【1】
 - ・本局に相談窓口を設置（H17.1～）等
- 氾濫情報の充実【1】
 - ・洪水時の氾濫可能性情報の提供（H17～）等
- ヘリコプターによる広域的な情報収集・提供【1】
 - ・新規ヘリコプター1機を平成16年度補正予算に計上、他機関との連携等
- 関係機関相互の連携【2】

1 判断・行動に役立つリアルタイム情報の伝達・提供
2 関係機関相互の連携

- ハザードマップ作成等の自治体への体制の強化と情報の共有化【1】
 - ・全国該当94事務所一斉に「災害情報普及推進室」を設置（H17.1～）
 - ・各事務所単位で「災害情報協議会」を設置（H17.4～）等
- 実感を伴う災害危険度情報の充実【1】
 - ・時系列氾濫シミュレーション結果の公表（H17出水期まで）

- 堤防の点検と強化対策の計画的推進（H17～）【4】
- ダムの洪水調節ルールの変更（H17～）【4】

4 堤防の点検と強化対策の計画的推進

- 危機管理体制の点検・再構築（H17～）【2】
- 都道府県等との広域連携・支援（H17出水期まで）【3】

3 危機管理体制の点検・再構築
2 関係機関相互の連携

- 緊急時の情報提供協力体制の強化（H17～）
- 基幹事務所の耐水化・耐震化【5】

5 緊急時の情報提供協力体制の強化
事務所の耐水化・耐震化

H16の災害を踏まえた今後の課題～3つの重点項目

重点項目1

ハザードマップ等による平常時からの啓発

現況

- 直轄河川における浸水想定区域公表数
洪水予測指定河川 109水系 193河川
うち公表 105水系 180河川（93%）

- 直轄河川の想定被害に対するハザードマップの作成数
全国の市町村 2,939 うち公表 273（28%）
対象市町村 953

- 火山ハザードマップの公表数
対象活火山 108 うち公表 30（28%）

- 津波ハザードマップの公表数
全国の市町村 2,939 うち公表 122（12%）
対象市町村 1,000

今後の対応策

- 都道府県、市町村への支援体制の強化
 - ・「災害情報普及推進室」（仮称）を設置 H17.1に全国の該当94事務所を設置
 - ・「災害情報協議会」（仮称）を設立 H17.4に、各事務所単位で設立 各種情報の共有化・連携
 - ・各市町村の取り組み状況の公表
 - ・各種災害情報の総合化
 - ・ハザードマップの公表にあわせ順次実施
- 実感を伴う災害危険度情報の提供
 - ・H17出水期までに氾濫シミュレーション結果を公表（現況施設能力を前提。具体的な複数ケースを想定）

【参考】「豪雨災害対策緊急アクションプラン」（H16.12.10策定）
・水防法の改正、助成制度の創設等により、H17年度以降5年間で、全国約2,300市町村で作成・公表

重点項目2

ヘリコプターによる広域的な情報収集・提供

現況

- 情報収集体制
 - ・未配備整備局では、他地整備局ヘリの活用及び民間ヘリのチャーターで対応（課題）他地整からの派遣には時間を要するケースがある
 - ・緊急時に民間ヘリのチャーターが困難なケースがある
- ・配備状況
配備済：北海道、東北、関東、中部、近畿、九州
未配備：北陸、中国、四国、沖縄（沖縄は、内閣府沖縄総合事務局）

今後の対応策

- 未配備の整備局の対応
 - ・新規ヘリコプター1機を平成16年度補正予算案に計上
- 当面の情報収集
 - ・整備局間連携（未利用ヘリの融通）
 - ・民間ヘリの活用
 - ・海上保安本部との連携による情報収集
 - ・消防防災ヘリ等との連携による情報収集
- 情報提供
 - ・上空からの画像情報のリアルタイム配信



あおぞら号（関東地方整備局）

重点項目3

事務所等の庁舎の耐水化・耐震化

現況

- 庁舎の耐水化、耐震化の実態
評価基準
耐水化：浸水想定区域図の浸水エリアを基準に評価
耐震化：阪神・淡路大震災を契機に改訂された「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」により評価

結果

対象庁舎棟数	1296	事務所棟数	467	出張所棟数	829
耐水化必要庁舎	428	140	288		
うち未対策	402（94%）	131（94%）	271（94%）		
未対策率	84.7%	94.4%	96.6%		

今後の対応策

- 対策必要箇所の緊急調査結果
耐水化：402庁舎
耐震化：857庁舎
- 地域の防災拠点となる全国63の基幹事務所の機能強化
 - ・耐水化の緊急対策
要対策：29基幹事務所
～H17出水期までに概成～
 - ・耐震化対策
要対策：41基幹事務所
～H21までにすべてに着手～
- 今後、耐水化・耐震化の抜本的対策を検討

改正『水防法』の概要

浸水想定区域の指定対象河川の拡大

浸水想定区域における警戒避難態勢の充実等

洪水予報制度の拡充

水防協力団体の指定制度の創設

非常勤の水防団員にかかる

退職報奨金支給規定の創設

浸水想定区域の指定に必要な調査

に関する助成措置

浸水想定区域の指定対象河川の拡大

現 状

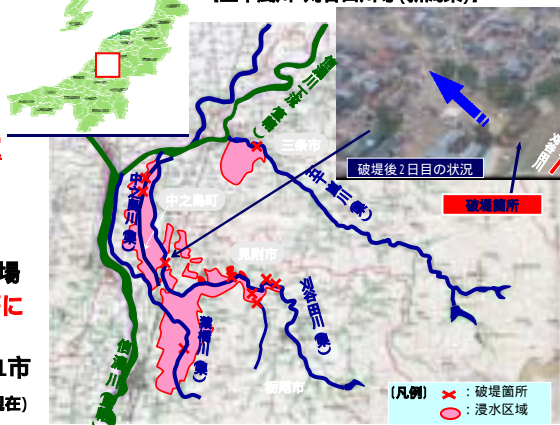
○ 浸水想定区域

- ・指定対象は洪水予報河川
(222河川)
- ・破堤した五十嵐川、刈谷田川、
足羽川等の中小河川は未指定

○ 洪水予報等の伝達方法 の周知措置

- ・洪水予報等の伝達方法、避難場
所などの洪水ハザードマップ等
による周知措置は努力義務
- ・対象約1,100市町村のうち、281市
町村のみ措置済み(平成16年10月現在)

平成16年7月新潟・福島豪雨による大水害
[五十嵐川・刈谷田川等(新潟県)]



改正内容

- 現行の大河川(洪水予報河川)のみならず、**主要な中小河川でも浸水想定区域を指定**
- 浸水想定区域調査に対する補助規定の創設

- **洪水予報等の伝達方法、避難場所などの洪水ハザードマップ等による周知措置の徹底**

大河川の洪水予報の充実

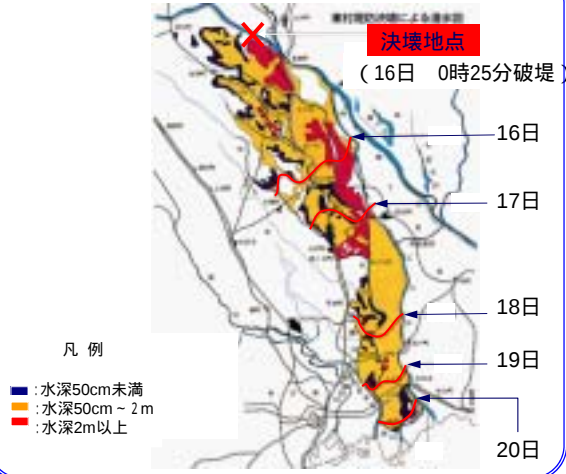
現 状

- 現在、洪水予報では河川の水位・流量の予測のみを実施
- 堤防の決壊時には、関係者に通報
- 円滑な避難にとって重要なはん濫水の予報が現在では、出されていない。

改正内容

- はん濫した洪水が広域に及ぶ河川において、**はん濫による浸水の区域及びその水深を予報**

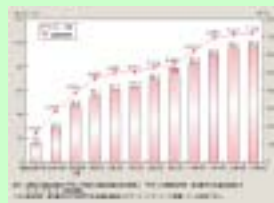
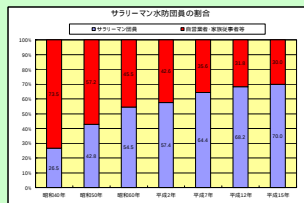
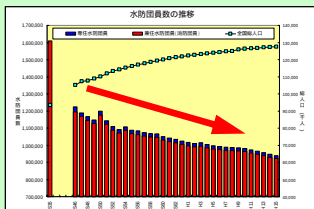
カスリーン台風(昭和22年9月)での浸水実績



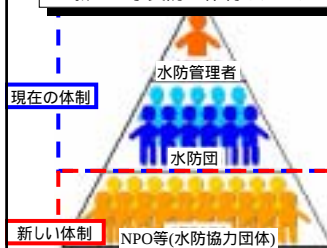
水防協力団体の指定制度

現状

水防団員の減少、高齢化、サラリーマン化により地域の災害時の共助体制が脆弱化、一方、社会貢献への高まりからNPO等のボランティアは増加している



新しい水災防止体制イメージ



新しい施策

- 水防団員の減少や高齢化等による地域の防災力低下を補えるよう、水防団員を充実させるためのインセンティブの付与などの**水防団の活動体制の強化**
- NPO等が水防時に水防団と連携して活動できるように、**明確に位置づける制度**の整備(水防協力団体)

目 標

次期通常国会に向けて水防法改正を検討

退職報償金制度の創設

- 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合には、水防管理団体は、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

区 分	手 当	退職報償金	公務災害補償	表 彰
水防団員	水防法第6条に基づく条例により、出勤手当、訓練手当を支給。	退職報償金を支給していない。 今回の水防法改正により退職報償金を支給できるよう措置（水防法第6条の3を新たに規定）	水防法第6条の2に基づく条例により、階級・勤務年数により損害を補償。	水防功労者報賞規則に基づき、功績のあった者を表彰。 水防功労者報賞規則に基づき、死亡、負傷等した場合に報賞金を支給。 退職水防団員等報償規程に基づき、多年勤続者を表彰。
消防団員	消防組織法第15条の6に基づく条例により、出勤手当、訓練手当を支給。	消防組織法第15条の8に基づく条例により、階級・勤務年数により退職報償金を支給。	消防組織法第15条の7に基づく条例により、階級・勤務年数により損害を補償。	消防表彰規程に基づき、功績のあった者、等を表彰。 消防表彰規程に基づき、賞じゅつ金を支給。

水防法における市町村の位置づけ

○ 第2条

「水防管理団体」とは、水防の責任を有する市町村をいう。

○ 第2条2項

「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長をいう。

○ 第3条

市町村は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。